

日学歯発第7号  
令和2年4月13日

都道府県庁  
私立学校主管課 御中

一般社団法人 日本学校歯科医会  
会 長 川 本 強  
( 公 印 省 略 )

第59回全日本学校歯科保健優良校表彰（令和2年度）募集の延期について

平素より本会会務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業につきましては、本年1月31日付日学歯発第244号にて募集のご案内をしておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、期日を延長して実施いたします。

つきましては、令和2年10月19日（月）必着にてご応募いただきたくよろしくお願い申し上げます。また、第二次審査である実地審査は11月中旬までに実施し、全国学校歯科保健研究大会での表彰式については、本年は行わないこととします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 第59回全日本学校歯科保健優良校表彰（令和2年度）規程

- 名称：**全日本学校歯科保健優良校表彰
- 主催：**一般社団法人日本学校歯科医会、公益財団法人日本学校保健会
- 後援：**文部科学省、公益社団法人日本歯科医師会
- 目的：**文部科学省の学校歯科保健参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」の理念に基づき、学校教育目標の具現化を目指した活動を推進し、全国的に範とするに足る成果を上げた学校の表彰を行い、もって幼児・児童生徒の歯・口の健康づくりの目的達成を図るとともに、「食」などの基本的な生活習慣の形成や心の健康づくり等を目指した確かな健康観の育成に資することを目的とする。

## 表彰式の期日及び場所

第84回全国学校歯科保健研究大会（福井県）での表彰式は行わない。

## 表彰の対象

国公立の幼稚園(幼稚園型及び幼保連携型認定こども園を含む)、小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校

## 推薦の方法

1. 日本学校歯科医会加盟団体は、各都道府県、指定都市の教育委員会等と協議の上、当該都道府県並びに指定都市の学校(園)の中から、歯・口の健康づくり計画を立案し、実践を継続し、成果を上げた学校(園)で、今後の学校歯科保健活動に有為となる学校(園)を選定し本会へ推薦する。
2. 各都道府県、指定都市ごとの被表彰候補校の推薦校数は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の5校種から3校(園)を推薦できるものとし、これに本会会員数により推薦校数を増加する。  
なお、できるだけ同一の校種から推薦が重複していないことが望ましい。
3. 加盟団体は、できるだけ実地審査をした上で推薦することが望ましい。
4. 本会の当事業の審査委員会では、歯・口腔の健康診断結果の数値よりも学校における保健教育、保健管理並びに組織活動の実態を総合的に評価するので、学校を推薦される際は配慮すること。
5. 合併後の学校(園)の推薦については、合併後2年を経過していること。
6. 中等教育学校については、前期・後期の教育課程ごとに中学校・高等学校の調査票を用いて推薦することができるものとする。
7. 義務教育学校については、教育課程ごとに小学校・中学校の調査票を用いて推薦することができるものとする。

## 審査の方法

1. 日本学校歯科医会は、全日本学校歯科保健優良校表彰審査委員会を設けて選考を行い、各校種ごとに表彰順序の上位から優秀賞、日本学校歯科医会会長賞、日本歯科医師会会長賞、奨励賞に該当する学校(園)を選考し、決定する。
2. 行政または各種団体が実施する学校保健に関する全国規模の調査研究事業の対象校で事業指定期間中の学校については、奨励賞のみの選考対象とし、優秀賞、日本学校歯科医会会長賞、日本歯科医師会会長賞への選考の対象にはしない。
3. 優秀賞の候補校(園)は、日本学校歯科医会による実地審査を行う。
4. 審査委員会の構成、審査の基準は別に定める。

## 表彰

1. 優秀賞は幼稚園・中学校・高等学校・特別支援学校は各1校ずつとし、小学校は3校とする。
2. 実地審査の結果をもって優秀賞の学校(園)を文部科学大臣賞に決定する。

## 選考の基準

1. 選考の基準は別に定める。

締切日：令和2年10月19日(月)までに(一社)日本学校歯科医会へ必着のこと